令和2年度 国民健康保険事業費納付金算定について

前回の第1回運営協議会において、令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定方法について審議させていただいた。

具体的には、医療費水準や所得水準の反映等の考え方は令和元年度と同様とし、激変緩和措置の段階的・計画的なフェードアウトのため、自然増に加算する「 $+\alpha$ 」について、令和2年度においては「1.0%」を基本として設定することとし一定割合を設定して激変緩和措置を実施することとしたところである。

1 令和2年度の国保事業費納付金算定の基本的な考え方について

令和2年度の国保事業費納付金の算定については、制度移行2年目ということもあり、基本的な考え方は運営方針において定めたとおりとする。

(1) 所得のシェアと人数のシェアの配分

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに、所得割、均等割、平等割の3方式により算定を行い、それぞれの割合は次のとおりとする。(法定の標準賦課割合と同様)

所得(応能)シェア		人数(応益)シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
1 0 0	0	7 0	3 0

(2) 市町村ごとの医療費水準の反映

市町村間において医療費水準に差異があるため、年齢調整後の医療費水準の格差をすべて反映。(医療費指数反映係数 α = 1)

(3) 所得水準の反映

国から示される所得係数 β 「県平均の1人あたり所得/全国平均の1人あたり所得」を納付金に反映。

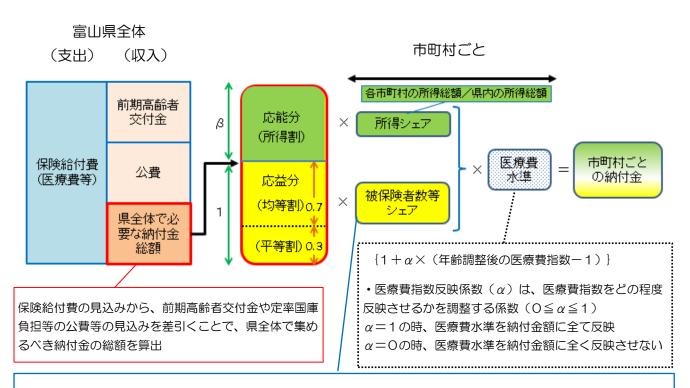
(4)激変緩和措置

令和2年度の一定割合は自然増 $+\alpha$ (1.0%) として設定を行い、令和2年度の1人当たり納付金額が、平成28年度と比較して、一定割合を超える場合には、一定割合まで納付金額の引下げを行う。

〇納付金算定のイメージ (医療分)

県全体で必要な納付金総額を所得(応能)分と人数(応益)分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数・世帯数シェア、医療費水準を反映させることにより、市町村ごとの納付金を算定する。

※納付金には、①医療給付費等に充てるための納付金、②後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための納付金、③介護納付金の納付に要する費用に充てるための納付金があり、このうち、医療費水準を反映させるのは、①の医療費分のみである。



各市町村の被保険者総数/県内の被保険者総数×均等割指数(O.7) + 各市町村の世帯総数/県内の世帯総数 ×平等割指数(O.3)

- 所得係数βは、所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数であり、都道府県の所得水準に応じて設定。
- β=都道府県平均の1人あたり所得/全国平均の1人あたり所得 ※参考: ③富山県の所得係数0.978

≪参考≫納付金の算定式について

医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金を、それぞれ計算し各市町村の納付金所要額を算定する。

【医療分】

納付金算定基礎額 × $\{1 + \alpha \times (\text{年齢調整後医療費指数} - 1)\}$

× $\{\beta \times (所得(応能) シェア) + (人数(応益) シェア) \}/ (1 + \beta)$

 \times γ (端数処理係数)

【後期高齢者支援金、介護納付金】

納付金算定基礎額 × $\{\beta \times (\text{所得(応能)}) \rightarrow \mathbb{Z}\}$ (人数(応益) $(\beta \times \mathbb{Z})$) $(1+\beta)$

 \times γ (端数処理係数)